

目 次

議会日誌	1
行政視察報告	5
環境建設委員会	
議長会の動き	14
東京都市議会議長会	
西多摩地区議長会	
各種協議会等の動き	16
関東地区競艇主催地議会協議会	
三多摩上下水及び道路建設促進協議会	
東京都道路整備事業推進大会	
青梅市議会新着図書目録	21
要綱・要領等の制定、改廃の状況	23
制定された要綱・要領	24
青梅市公共施設等総合管理計画推進本部設置要綱	以下5件

議 会 日 誌

< 8 月 >

- | | | |
|---------|----------|---|
| 1 日 (火) | 午前10:00 | 一般・特別会計決算及び基金運用状況等審査 [第3委員会室
—久保監査委員] |
| 2 日 (水) | 午後 1:10 | 一般・特別会計決算及び基金運用状況等審査 [各現地調査—
久保監査委員] |
| | 午後 1:30 | 東京都市議会議会報研究会 [八王子市役所議会棟—調査係長] |
| 3 日 (木) | 午後 1:30 | 東京都市議会調査事務研究会 [日野市内新撰組関連施設—調
査係長] |
| | 午後 2:00 | 三多摩上下水及び道路建設促進協議会第1委員会 [東京自治
会館—阿部議員、主査] |
| 5 日 (土) | 午後 6:45 | 青梅市納涼花火大会 |
| 6 日 (日) | 午前 8:00 | 多摩川1万人の清掃大会 |
| 7 日 (月) | 午前10:00 | 関東地区競艇主催地議会協議会正副会長議会事務局長会議・
事務局長会議 [ボートレース戸田—局長] |
| | 午後 2:00 | 青梅・日の出間都道整備促進協議会理事会・定期総会 [日の
出町役場—小山議長、島崎・鴨居議員、庶務係長] |
| 8 日 (火) | 午後 3:00 | 東京都市議会議長会定例総会 [東京自治会館—小山議長、局
長] |
| 9 日 (水) | 午後 2:15 | 富山県富山市議会議員行政視察 [市役所—公共施設マネジメ
ントの取り組みについて] |
| 10日 (木) | 午後 1:30 | 総合病院建替特別委員会 |
| 15日 (火) | 午前 9:00 | 決算審査講評 [庁議室—久保監査委員] |
| 23日 (水) | 午後 3:00 | 議会運営委員会 |
| 24日 (木) | ~25日 (金) | 全国都市監査委員会総会 [TKPガーデンシティ品川—久保
監査委員] |
| 26日 (土) | 午後 1:30 | 東京高円寺阿波おどり交流自治体代表団懇親会 [杉並会館—
小山議長、局長] |
| 27日 (日) | 午前 8:00 | 青梅市総合防災訓練 |
| 28日 (月) | 午前10:00 | 定例記者会見 [市役所会議室—小山議長、野島副議長、局長] |
| | 午後 1:30 | 東青梅1丁目地内諸事業用地等特別委員会 |
| 30日 (水) | 午後 1:30 | 例月出納検査 [市役所会議室—久保監査委員] |
| 31日 (木) | 午前10:00 | 福祉文教委員会 |

< 9月 >

1日(金)	午前10:00	本会議 [議案審議、一般質問]
4日(月)	午前10:00	本会議 [一般質問]
5日(火)	午前10:00	本会議 [一般質問]
	午後 3:00	予算決算委員会理事会
7日(木)	午前10:00	総務企画委員会
	午前10:00	環境建設委員会
	午前10:00	福祉文教委員会
8日(木)	午前10:00	福祉文教委員会
12日(火)	午前10:00	予算決算委員会
	午後 1:39	全員協議会 [< 市長提出事項 > … 1. 姉妹都市ボッパルト市の青少年友好親善使節団の受入れについて、2. 市民と市長との懇談会について、3. 市長の海外出張について、4. 青梅オクトーバーフェストの開催について、5. 西多摩地域広域行政圏協議会によるホストタウン申請について、6. 平成30年度組織改正について、7. 運動広場のあり方について、8. 平成29年度感染状況調査結果および平成30年度強化対策地区拡大申請予定について、9. 地域医療支援病院承認後の選定療養費徴収開始について、10. ボートレース多摩川外向発売所の開設について < 議長提出事項 > … 1. 東京たま広域資源循環組合議会議員からの報告について]
14日(木)	午前 9:15	議会運営委員会
	午前10:00	本会議 [議案審議]
	午前10:30	総合病院建替特別委員会
15日(金)	午前10:00	予算決算委員会
16日(土)	午前11:30	第34回全国都市緑化はちおうじフェア開会式 (八王子市市政 施行100周年記念事業) [富士森体育館—小山議長、局長]
19日(火)	午前10:00	予算決算委員会
20日(水)	午前10:00	予算決算委員会
21日(木)	午前10:00	予算決算委員会
23日(土)	午前11:00	西多摩地区消防大会 [日の出町グラウンド—小山議長]
25日(月)	午前10:00	福祉文教委員会
	午後 1:45	青梅市議会災害対応訓練

- 28日（木） 午後 1:30 例月出納検査〔市役所会議室—久保監査委員〕
- 29日（金） 午前 9:15 議会運営委員会
午前10:00 本会議〔委員会議案審査報告、委員会陳情審査報告、議案審議〕
午後 2:30 東青梅1丁目地内諸事業用地等特別委員会
- <10月>
- 1日（日） 午後 1:00 八王子市市制施行100周年記念式典〔オリンパスホール八王子—小山議長、局長〕
- 2日（月） 午後 2:30 小学生ごみ減量化・資源リサイクル推進ポスター&キャッチフレーズコンクール審査会〔福祉センター会議室—榎澤環境建設委員長〕
- 3日（火） 午前10:00 青梅、羽村地区工業用水道企業団会計決算審査〔羽村市水道事務所—榎澤議員〕
午後 1:00 財政援助団体監査事前監査報告〔監査事務局—久保監査委員〕
- 4日（水）～5日（木） 東京都十一市競輪事業組合議会行政視察〔日本競輪学校・小田原競輪場—結城・野島議員〕
- 6日（金） 午前 9:15 外向発売所開所式・セレモニー〔ボートレース多摩川—小山議長、野島副議長、久保監査委員、鴨居総務企画委員長、山内総務企画副委員長、局長〕
- 7日（土） 午前 9:15 青梅市敬老会
- 8日（日）～9日（月） 青梅オクトーバーフェスト2017
- 9日（月） 午前 9:00 青梅市スポーツ振興基金条例にもとづく表彰式〔総合体育館—小山議長〕
- 11日（水） 午後 1:00 茨城県小美玉市議会議員行政視察〔市役所—株式会社まちづくり青梅の取り組みについて〕
- 12日（木） 午後 1:30 財政援助団体監査説明聴取（質疑）〔議会会議室—久保監査委員〕
- 13日（金） 午後 6:00 姉妹都市ボッパルト市青少年友好親善使節団歓迎交流会
- 16日（月） 午前11:00 関東地区競艇主催地議会協議会監査会・役員会〔ボートレース戸田—小山議長、局長〕
- 19日（木） 午前10:00 青梅、羽村地区工業用水道企業団議会議員全員協議会〔羽村市水道事務所—田中・榎澤・鴨居議員〕
午前10:00 富山県魚津市議会議員行政視察〔市役所—庁舎建設に向けた

取り組みについて]

	午後 2:00	東京都市議会議長会事務局長連絡会議 [国立市役所—局長]
20日 (金)	午後 2:00	青梅市戦没者追悼式
22日 (日)	午前10:20	青梅市自立センター創立30周年記念式典
24日 (火)	午前10:00	福祉文教委員会
	午後 1:00	東京都道路整備事業推進大会 [砂防会館別館—小山議長、野島副議長、榎澤環境建設委員長、迫田環境建設副委員長、局長]
25日 (水)	午前10:00	山口県萩市議会議員行政視察 [市役所—公共施設マネジメントの取組み、オリンピック・パラリンピックにおけるホストタウンの取組み]
25日 (水) ~26日 (木)		関東地区競艇主催地議会協議会臨時総会・視察 [ホテルモントレ横浜、ボートピア横浜、ボートレース平和島—小山議長、野島副議長、鴨居総務企画委員長、局長] 環境建設委員会行政視察 [京丹後市]
26日 (木) ~27日 (金)		第69回全国議事記録議事運営事務研修会 [国立オリンピック記念青少年総合センター—議事係長]
27日 (金)	午後 1:30	財政援助団体監査講評・例月出納検査 [市役所会議室—久保監査委員]
	午後 1:45	西多摩地区議長会議員研修会 [瑞穂町長岡コミュニティセンター—小山議長、野島副議長、迫田・山田・みねざき・藤野・ひだ・片谷・大勢待・工藤・榎澤・島崎・天沼・鴨居・山本・山内・鴻井・下田議員、局長、次長、庶務係長、調査係長、田中主任、青柳主任]
	午後 2:00	例月出納検査 [市役所会議室—久保監査委員]
	午後 3:45	西多摩地区議長会事務局長連絡会議 [瑞穂町長岡コミュニティセンター—局長]
	午後 4:15	西多摩地区議長会定例会議 [瑞穂町長岡コミュニティセンター—小山議長、局長]
30日 (月)	午後 1:15	東京たま広域資源循環組合議会ブロック代表者会議・定例会 [東京自治会館—久保議員]

環境建設委員会

環境建設委員会では、人口減少社会・超高齢社会において公共交通空白地域の交通弱者の移動を支援するための手段を研究するため「交通弱者対策のあり方について」と豊富な森林を有する本市における森林資源の利活用について研究するため「森林資源の利活用について」を所管事務調査事項とし、それぞれ調査を進めてきたが、具体的な取り組み等を調査する必要があると判断し、上記項目の先進自治体である京都府京丹後市を視察することとした。

視 察 地 京都府京丹後市

視察期日 平成29年10月25日（水）～26日（木）

視察事項 交通弱者対策のあり方について（ささえ合い交通）

森林資源の利活用について（木質バイオマス利活用プロジェクト等）

参 加 者 （委員長）榎澤 誠 （副委員長）迫田 晃樹

（委 員）田中 瑞穂、ひだ 紀子、大勢待 利明、

天沼 明、久保 富弘、鴻井 伸二

（随 行…白井調査係長）

京丹後市の概況

京丹後市は、旧峰山町、大宮町、網野町、丹後町、弥栄町及び久美浜町が合併し、平成の合併では京都府で最初に「京丹後市」として平成16年4月1日に誕生した。京都府の最北端、京都市から直線距離で約90 k mに位置しており、東西に約35 k m、南北に約30 k m、面積501.4 k m²の広がりを持ち、人口は平成29年9月末現在で56,093人となっている。山地には北近畿最大級のブナ林など緑豊かな風景が広がり、内陸部には標高400～600mの山々が連なり、山々から流れる竹野川などの流域に盆地が形成されている。リアス式の海岸部には良好な湾や入江（潟）があり、海岸線のほとんどが山陰海岸国立公園と丹後天橋立大江山国定公園に指定されている。

◎交通弱者対策のあり方について（ささえ合い交通）

1 地域公共交通における課題

(1) 人口減少と高齢化

京丹後市の人口は、合併前の平成16年3月31日に65,822人であったが、平成29年7月31日現在では56,168人と14.7%減少し、高齢化率も34.9%と8.5%上昇している。「ささえ合い交通」が運行されている丹後町の高齢化率においては、京丹

後市全体を上回る40.8%となっており、過疎地域に指定されている。これは、市内の雇用機会が少ないことから就職帰郷に至らない場合が多いこと、さらに京阪神地域などの都市部から離れているなど立地条件の不利等による人口の流出、出生率の低下などが主な要因と考えられる。

(2) 公共交通の衰退

旧丹後町の地域は、鉄道がなく路線バスにおいても主に幹線道路に1日10数本だけである。利便性が低いため、さらなる利用者減の悪循環となり、それに伴い雪だるま式に市の財政支援額が増えていった。平成26年度からはデマンドバスの運行が始まったが、運行区域が二分され町内の行き来ができないこと、前日17時までの予約が必要なこと、利用できる日が隔日であることなどから利便性があまり良くない。タクシー事業者も平成20年10月に撤退してしまい、公共交通の衰退が進んでいた。

2 地域公共交通における取り組み

1で挙げた課題に対応するため、京丹後市は平成18年に「上限200円バス」の運行を開始し、市内で統一された運賃体系として利便性が向上し、年間輸送人員が取り組み前の2倍を超え運賃収入も増加している。鉄道については、抜本的な経営改善を行うため、インフラ管理と運営を分けた上下分離方式を導入し、平成27年度から「京都丹後鉄道」として民間会社による運行がスタートした。

また、タクシー空白地域である丹後町では平成26年度から「デマンドバス」の運行が始まったが、1(2)で記載したとおり、利便性に難があったため公共交通空白地域有償運送（ささえ合い交通）が始められた。



「ささえ合い交通」運行主体の、「NPO法人 気張る！ふるさと丹後町」東専務理事から説明を受ける委員

3 「ささえ合い交通」について

道路運送法第78号2号に基づく自家用有償旅客運送の内の「公共交通空白地有償運送」

(1) 運行概要

ア 運行主体

NPO法人 気張る！ふるさと丹後町

イ 運行区域

乗車は丹後町のみ、降車は京丹後市全体

ウ 運賃

最初の1.5kmまで480円、以遠は120円/kmを加算（概ねタクシー料金の半額）

エ 支払方法

当初はクレジットカードのみであったが、現在は現金も可能となっている。

オ 運行時間

午前8時から午後8時（年中無休）

カ 配車方法

スマートフォンでU b e r（ウーバー）のアプリを使って即時配車（事前予約不可）

キ ドライバー

地元住民（19名、有償ボランティア）

ク 車両

ドライバーが所有する自家用車（マイカー）を利用

ケ 利用者

丹後町住民、観光客等来訪者

(2) 運行開始までの経緯

公共交通空白地域となった丹後町でデマンドバスの運行は開始されたが、利便性等の問題があり、「NPO法人 気張る！ふるさと丹後町」は解決策を模索した。そこで、アメリカのウーバー・テクノロジーズ社が運営するタクシー等を配車するアプリケーションおよびそれを活用したサービスを活用することとした。公共交通空白地有償運送を実施するには、運行主体となる法人が必要であるが、上記法人がデマンドバスの運行を行っており、その実績があったためスムーズに取り組むことができた。平成28年1月に京丹後市地域公共交通会議で承認された後、認定講習会、安全講習会、住民説明会等を行い、5月には国土交通省の自家用有償旅客運送登録制度に登録され、全国初の運行がスタートした。

法人では、安全運行のために随時ドライバー会議を開催し、安全意識の徹底、システムの習熟、輸送サービスの統一化に努めるとともに、毎朝、運行管理者がドライバーと直接対面し、アルコールチェックや健康状態の確認をしている。さらに車両（自家用車）については、半年に1回定期点検を行い、「自動車点検整備結果報告書」の提出を義務付けている。

行政は、講習会の開催、車両へのドライブレコーダー設置、許可プレート作成の費用およびPR等を支援している。

(3) ささえ合い交通（システム）のメリット

ア コストの抑制

自家用車を活用することにより車両購入費がかからない。システム導入の費用もかからない。

イ マンパワーの抑制

ドライバーは自主参加であり、強制ではないため負担感が低い。システム化されているため運行管理者は簡単に運行実績を得ることができ、集計作業等から解放される。

ウ 地域力の発揮

地域の遊休資産（ひと、くるま）が活躍できる。

エ インバウンド対策

クレジット決済、45カ国語対応で訪日外国人にとってストレスがない。

オ 応用が無限大

システムカスタマイズの可能性が無限（無料）である。

(4) 運行開始後の改善点

ア 代理サポーター制度

スマートフォンを持っていない方、使い方がわからない方のために、代わりに配車依頼を行う制度を導入した。

イ 現金決済

クレジットカードがない方のために、現金での支払いを可能とした。

(5) 今後の課題

ア 丹後町外への往復運行の実現

現在、降車地域は京丹後市全体だが、乗車については丹後町内に限られている。丹後町外の病院施設などへの通院往復を可能にする仕組みを検討する。

イ 運賃の高額感の緩和

現在の運賃はタクシーの約半額程度であるが、まだ高いという意見への対応。

ウ 代理サポーターの地区ごとの人員拡充

代理配車制度を導入したが、さらに地区ごとの代理サポーターの拡充。

エ 高齢者等への格安スマートフォン提供

高齢者等が利用しやすくなるよう、格安スマートフォン提供に向けた方策を検討する。



視察終了後は、実際にスマートフォンで配車を依頼し乗車した

4 主な質疑

Q. 領収した運賃の内訳を伺う。

A. ウーバー社に2割、運転手に8割と考えていただきたい。これは、運転手のモチベーションを高めるためと、客を乗せるとなると車両の燃料代や清掃等で費用がかかるためである。また、保険で事故の際の対応を手厚くするためでもある。

Q. 自家用車を使っているが、車両の整備費用は負担しているのか。

A. 車両の整備は半年に1回行い、点検費用は2,000円かかる。自分の車であるので費用はドライバーの負担としているが、損をしない程度の人件費を払っている。

Q. 運賃がタクシーの半額程度というのは、基準等があるのか。

A. 半額程度にするのは国土交通省からの指導で、料金設定は京都府に計算をお願いした。非営利で民業圧迫にならない程度ということである。

Q. ドライバーの人数と年齢制限があるのか伺う。

A. 現在は19人である。安全運転管理者講習資格を持つ管理者がいれば19台まで運行させることができる。現在一人だが、副安全管理者を置けば39台まで増やすことができる。

年齢制限については、NPOの申し合わせで75歳としている。

◎森林資源の利活用について（木質バイオマス利活用プロジェクト等）

1 京丹後市の森林整備の課題

京丹後市の総面積のうち約74%が森林面積となっているが、木材価格の低迷、薪炭利用の衰退等により、未整備森林が増加している状況にある。森林所有者が整備意欲を失っている中、効率的な森林整備を行うには多くの土地所有者の事業同意が必要であるが、世代交代等で境界が不明確化している。

また、薪炭利用・採草地利用の減少により、集落住民等による利用を通じた整備が衰退し、集落周辺の天然林（里山林）の整備がされなくなり、森林の持つ公益的機能の低下、獣害被害の温床や集落の景観も悪化している。それにより、森の恵みのよりもたらされる山や川、海といった美しい景観や市民の安全・安心な暮らしに影響が出ている。

2 課題解決に向けた取り組み

平成22年度に市と森林組合で、森林資源の有効活用により森林整備を促進するための「京丹後の森資源活用検討会」が設置され、検討会の報告では、森林資源の有効活用で経済循環が可能となること、木質資源は熱利用が効率的で有利なこと、木材の搬出能力が低いことなどが報告された。平成24年度には、「京丹後市公共建築物等における木材促進に関する基本方針」を策定し、公共施設の木造化を進めている。平成27年度には、「京丹後市バイオマス産業都市構想」を策定し、10月に国の7府省が共同で推進しているバイオマス産業都市に認定され、地域バイオマスの有効活用と地域経済の活性化を両立する、持続可能な資源循環型のまちづくりに取り組んでいる。

また、京都府の森林環境税を使い、間伐材の搬出、木材利用の促進に関する学習・研修活動等に対し「京丹後市豊かな森を育てる事業補助金」を交付している。

3 具体的な事業

(1) 公共施設の木造化

平成25年度から26年度にこども園3施設の木造化を行った。

(2) 市内公共温泉施設への木質バイオマスボイラー導入

森林資源の価値を高めるとともに、市内の雇用創出と地域経済の活性化をするため、平成26年度に民間事業者による木質チップ工場の整備と併せて、木質バイオマスボイラーを市営温泉施設3カ所に導入した。それにより、年間357,000リットルの灯油削減、年間1,006トンのCO₂削減が図られたとともに市内産木材

を燃料とすることで、地域内の経済的な循環が生まれた。

(3) 木の駅プロジェクト

平成24年度には、長さ50cm以上であれば端材でも気軽に木材出荷できるようにすることで、地域の発展と多くの市民が山仕事にかかわることが可能となった。木の駅に木材を出荷する場合、1トン6,000円の「モリ券」と交換できる。

プロジェクトの効果としては、①放置材を搬出することにより、森林が整備され災害に強い森づくりにつながる、②木材出荷の規格が緩いので、初心者でもチェーンソーと軽トラックがあれば参加でき林業にかかわるきっかけづくりとなる、③山に転がる放置材が市内で利用できる「モリ券」となり、地域商店等の活性化につながる、等が期待でき、地域経済活動の視点からも有意義な取り組みである。



京丹後市農林水産部農林整備課の職員から説明を受ける委員

4 木質バイオマス利活用プロジェクトについて

(1) 目的

森づくりを行う過程で発生する間伐材や残材などの森林資源を木質バイオマスチップとして加工し、市営温泉のバイオマスボイラー燃料や製紙用パルプ原料等として供給し有効活用を図る。

(2) 木質バイオマスボイラーについて

市営温泉施設への木質バイオマスボイラーの導入に当たり、いかに地域資源を循環させるか、木質チップの供給等の課題があったが、森林組合や地元木材業者の協力によりチップ工場が稼働し進めることができた。

木質バイオマスボイラーの採算性については、灯油が76円以上であれば木質チップを使用した方が安いと75円以下だと灯油の方が安くなるとの事である。木質バイオマスボイラーの導入時は、震災後で灯油の価格が高く、良いタイミングで導入できたが、その後、灯油の価格が下がりチップの使用量が増えない状況とな

った。平成28年度の温泉施設の指定管理者の切り替えの際には、基本維持管理方針に木質バイオマスボイラーと市内産木質チップを使うことを明記し、木質チップを使うことにより増える燃料費とボイラーにチップが詰まる等の不具合の対応にかかる人件費は上乘せして支払うこととした。

木質バイオマス燃料等の森林資源を地産地消することにより、地域経済の循環が図られるとともに、森林再生、鳥獣被害防止が図られる。実際の雇用創出の状況や経済的な効果は、木質チップ等を製造する工場に新たに9人の雇用が生まれ、木の駅プロジェクトのモリ券により140万円の経済効果があった。

5 主な質疑

Q. 木の駅プロジェクトは、林業振興の他に商業振興や地域振興等の所管もあるが、他課と横断的に進めているのか。

A. 現状は農林整備課所管のプロジェクトであるが、スタート時点では、モリ券の件で商工振興課に相談をしていた。

Q. 木質バイオマスボイラーが外国製であるがその理由は。

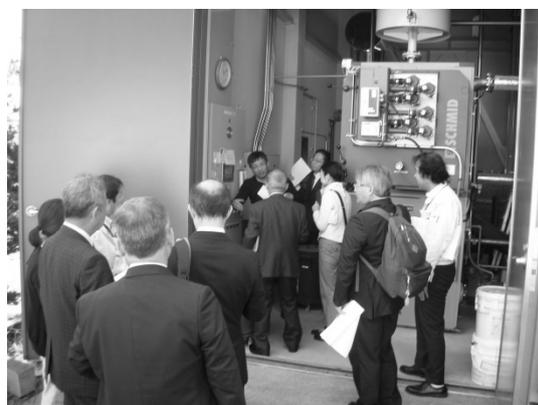
A. 木質バイオマスについては、外国、特にヨーロッパが先進地であり実績があるためである。

Q. ボイラーの不具合があると人手がかかるということだが、メンテナンスの契約はしていないのか。

A. 基本的なメンテナンスの契約はしている。チップが詰まった程度の不具合は職員で対応しているということである。

Q. 木材を集めるのに苦勞しているとのことだが、今後増やしていくための策を考えているか。

A. 森林組合へのお願いと現在も行っている木材搬出の補助額を増やしていくしかないと考えている。



実際に木質バイオマスボイラーが設置された「弥栄あしぎぬ温泉」の現地視察も行った

【視察を終えて】

今回、京丹後市で「交通弱者対策のあり方について（ささえ合い交通）」と「森林資源の利活用について（木質バイオマス利活用プロジェクト等）」について視察した。

交通弱者対策のあり方についての「ささえ合い交通」については、全国初の取り組みとしてテレビなどメディアで数多く紹介されており、非常に興味深い事例であった。京丹後市は、さまざまな角度から地域の実情と公共交通運営ノウハウ等を把握し、必要である当該システムを導入、実施に至る過程で重要な役割を担ったと考えられる。同時に地域住民や実際に運営するNPO法人の自助努力が大きく、交通問題への対応を含めた地域づくりにおいて重要な役割を果たしているため、今後も行政の全面的なバックアップが必要であると考えます。

森林資源の利活用についての「木質バイオマス利活用プロジェクト等」については、青梅市以上に多くの森林がある京丹後市では、治山治水などの公益的機能を保持しつつ、森林を資源としてさらなる利活用を促すことでさまざまな効果が期待できることから、再生エネルギーの取り組みを実施している。木の駅プロジェクトを立ち上げ、森林所有者が率先して事業に参加できるようにし、それにより森林の間伐が行われ、地域経済活動の視点からも有意義な取り組みである。また、木質バイオマスボイラーを市営温泉施設3カ所に導入し稼働しているが、騒音や煤煙の手立てが不必要で、熱源として木質利用が効率的かつ循環的であることが理解できた。いずれにしても、木材や木質バイオマス等としての森林資源の活用事業者と森林の地権者、行政とが一体となつての事業推進が必要と考えます。

今回の視察で明らかになった点を踏まえ、引き続き調査・研究を進め、青梅市にとって最善の策を見出したいと考える。

(環境建設委員長 榎澤 誠)

議 長 会 の 動 き

東京都市議会議長会

8月2日（水） 議会報研究会

* 演題 「議会報における写真の効果的な活用～写真の撮り方とポイント～」

講師 日本写真家協会会員 川西 正幸 氏

8月3日（木） 調査事務研究会

* 視察先 日野市内新撰組関連施設(日野市のシティセールスについて)

8月8日（火） 定例総会

* 報告事項（了承）

会務報告 以下8件

* 協議事項（原案どおり決定）

1 都県提出議案について

* その他

1 平成29年度東京都市議会議長会関係役員について

2 東京都市議会議長会会員及び副議長・事務局長名簿

10月19日（木） 事務局長連絡会議

* 案件

1 会務報告

2 全国市議会議長会第147回地方行政委員会の会議結果について

3 全国市議会議長会第159回建設運輸委員会の会議結果について

4 東京都区市町村振興協会第1回臨時評議員会の会議結果について

5 平成29年度日中友好交流事業について

6 平成30年度東京都市議会議長会事業計画（案）について

7 平成30年度東京都市議会議長会の負担金（案）について

8 平成30年度東京都市議会議長会歳入歳出予算（案）について

9 平成30年度東京都市議会議長会関係役員（案）について

* 連絡事項

1 11月定例総会閉会後の意見交換会について

* その他

西多摩地区議長会

10月27日（金） 議員研修会・事務局長連絡会議・定例会議

○議員研修会

* 演題 「人口減少と高齢化社会における空き家対策について」

～行政と民間の取組み事例～

講師 特定非営利活動法人 空家・空地管理センター

代表理事 上田 真一 氏

○事務局長連絡会議

* 協議事項（了承）

1 定例会議の運営について

2 その他

○定例会議

* 報告（了承）

会務報告について

* 議題（原案どおり決定）

1 賀詞交歓会について

2 平成30年度の運営について

3 その他

* その他

各種協議会等の動き

関東地区競艇主催地議会協議会

8月7日（月） 正副会長議会事務局長会議・事務局長会議

○正副会長議会事務局長会議

* 報告事項

会務報告について 以下2件

* 協議事項

- 1 平成28年度関東地区競艇主催地議会協議会歳入歳出決算について
- 2 平成29年度の運営及び行事予定について
- 3 平成29年度関東地区競艇主催地議会協議会歳入歳出補正予算（第1号）について

* その他

- 1 関東地区競艇主催地議会協議会平成29年度役員一覧
- 2 関東地区競艇主催地議会協議会役員名簿
- 3 平成30年度関東地区競艇主催地議会協議会負担金予定額
- 4 平成28年度施行者別売上調べ
- 5 平成29年度全国競艇主催地議会協議会正副会長顧問名簿
- 6 平成29年度全国競艇主催地議会協議会の運営及び行事予定
- 7 会長（全国・関東）及び定期総会設営議会一覧

○事務局長会議

* 報告事項（了承）

会務報告について 以下2件

* 協議事項（了承）

- 1 平成28年度関東地区競艇主催地議会協議会歳入歳出決算について
- 2 平成29年度の運営及び行事予定について
- 3 平成29年度関東地区競艇主催地議会協議会歳入歳出補正予算（第1号）について

* その他

- 1 関東地区競艇主催地議会協議会平成29年度役員一覧
- 2 関東地区競艇主催地議会協議会役員名簿
- 3 平成30年度関東地区競艇主催地議会協議会負担金予定額
- 4 平成28年度施行者別売上調べ
- 5 平成29年度全国競艇主催地議会協議会正副会長顧問名簿

- 6 平成29年度全国競艇主催地議会協議会の運営及び行事予定
- 7 会長（全国・関東）及び定期総会設営議会一覧

10月16日（月） 監査会・役員会

○監査会

* 議題（了承）

- 1 平成28年度関東地区競艇主催地議会協議会歳入歳出決算について
- 2 その他

○役員会

* 報告事項（了承）

- 1 会務報告について
- 2 その他

* 協議事項（了承）

- 1 平成28年度関東地区競艇主催地議会協議会歳入歳出決算について
- 2 平成30年度関東地区競艇主催地議会協議会負担金について
- 3 平成29年度関東地区競艇主催地議会協議会歳入歳出補正予算（第1号）について
- 4 平成29年度の運営及び行事予定（案）について
- 5 役員会及び研修視察（案）について
- 6 その他

*その他

10月25日（水）～26日（木） 臨時総会・視察

○臨時総会

* 報告事項（了承）

- 1 会務報告について
- 2 その他

* 協議事項

- 1 平成28年度関東地区競艇主催地議会協議会歳入歳出決算について（原案どおり認定）

歳入	予算額	503万9270円	決算額	503万8330円
歳出	予算額	503万9270円	決算額	435万2733円
差引残額	68万5597円（翌年度へ繰り越し）			

- 2 平成30年度関東地区競艇主催地議会協議会負担金について（原案どおり決定）
青梅市議会は、13万7000円。

3 平成29年度関東地区競艇主催地議会協議会歳入歳出補正予算（第1号）について（原案どおり決定）

歳入、歳出ともに予算額に70万6847円を増額し、補正後の予算額を327万3847円にしようとするもの。

* その他

1 平成29年度の運営及び行事予定（案）について

2 その他

(1) 関東地区競艇主催地議会協議会平成29年度役員一覧

(2) 関東地区競艇主催地議会協議会名簿

(3) 平成29年度全国競艇主催地議会協議会正副会長顧問名簿

(4) 平成29年度全国競艇主催地議会協議会の運営及び行事日程

(5) 会長（全国、関東）及び定期総会設営議会一覧表

(6) 平成30年度全国競艇主催地議会協議会分担金

○視察

* 視察先 ポートレース平和島

三多摩上下水及び道路建設促進協議会

8月3日（木） 第1委員会

* 現況報告

「多摩水道運営プラン2017について」

東京都水道局多摩水道改革推進本部 調整部経営改善課長 田代 則史 氏

* 会務報告（了承）

* 議題（原案どおり決定）

1 平成29年度第1委員会活動計画（案）について

2 陳情書（案）の提出について

3 その他

東京都道路整備事業推進大会

10月24日（火） 推進大会

* 意見発表

目黒区、武蔵野市、八王子商工会議所

* 大会宣言

首都東京は、日本経済の牽引役であるとともに、世界経済の中枢を担っている。その東京の道路は、都民生活や都市活動を支える根幹的な都市基盤であるが、その整備は未だ不十分であり、慢性的な交通渋滞や交通事故の多発、鉄道による交通の遮断、沿道環境問題、さらに、既存道路インフラの老朽化対策等、緊急かつ重大な課題が山積している。

また、首都直下地震の発生が懸念されるなか、日本の交通の東西分断を防ぐ要となる首都圏三環状道路等の道路ネットワーク整備は未だ不十分である。

このような状況を打開し、東京を災害に強く魅力ある世界一の都市としていくためには、最大の弱点である交通渋滞を解消し、地域活力の向上や地域環境の保全を図るとともに、災害時に救援活動や緊急物資輸送を支え、首都の中核機能を守る役割を果たす東京外かく環状道路をはじめとする幹線道路ネットワークの整備を着実に推進する必要がある。あわせて、連続立体交差事業や無電柱化、沿道のまちづくりと一体となった道路整備、緑豊かで安全な歩道・自転車走行空間の整備、バリアフリー化、通学路の交通安全対策等の推進が必要不可欠である。

これらの施策を実現するためには、必要な財源を安定して確保し、集中的に投入することが極めて重要である。

東京の全ての区市町村は、ここに第28回東京都道路整備事業推進大会を開催し、その総意をもって国会及び政府並びに東京都に対して、その推進を提案し要求するものである。

* 大会決議

東京の道路整備の推進は、最大の弱点である交通渋滞を解消し、交通、物流の円滑化により、日本経済を活性化させるとともに、災害時の救援活動や緊急物資輸送を支え、都民生活の安全安心を確保する等、大きなストック効果をもたらすものであり、必要不可欠である。また、広域的な道路整備は、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会開催時の円滑な移動を提供する上でも重要な役割を担っている。これらの目的の実現に向けて次の施策を推進するため、道路整備の役割を適切に評価し、真に必要な事業に対する財源を安定的、継続的に確保すること。

一 東京外かく環状道路や直轄国道をはじめとする幹線道路ネットワークの整備を推進すること。

一 安全で円滑な道路交通を図るため、連続立体交差事業及び新交通等の整備を推進すること。

- 一 多摩川等の橋梁整備や開かずの踏切対策及び交差点改良等、ボトルネック対策を推進すること。
- 一 高度防災都市の実現に向け、木造住宅密集地域において、延焼遮断等に大きな効果がある特定整備路線の整備を推進するとともに、都内全域で無電柱化を一層推進すること。
- 一 区市町村施行の道路整備及び道路インフラの老朽化対策等に対する技術的・財政的支援を着実に行うこと。
- 一 歩道・自転車走行空間の整備、バリアフリー化及び通学路等の交通安全対策を推進すること。
- 一 土地区画整理事業や市街地再開発事業、沿道一体整備事業による道路整備を推進すること。
- 一 供用中区間の渋滞対策やスマート I C の整備推進等により、高速道路の利便性向上を図ること。
- 一 道路関係予算について、平成30年度要求額を満額措置するとともに、29年度補正予算を早期に編成し、必要額を確保すること。
- 一 道路財特法の補助率等の嵩上げ措置については、平成30年度以降も継続すること。
さらに、地方創生推進のために真に必要な道路整備については、補助率等を拡充すること。
決議する。



青梅市議会新着図書目録

分類番号	書名	著者(編者)	発行所	発行年	判型
019	青梅市子ども読書活動推進事業報告書 平成28(2016)年度	青梅市 中央図書館	青梅市	29	A4
210	一名主が見た江戸時代～谷合氏見聞録 の世界～	青梅市 郷土博物館	青梅市 郷土博物館	29	A4
288	皇室 Our Imperial Family(第76号)平成 29年秋号	日本文化興隆財団	扶桑社	29	A4 変形
318	青梅市例規類集(平成29年度版)第1巻	青梅市総務部 文書法制課	青梅市	29	A4
318	青梅市例規類集(平成29年度版)第2巻	青梅市総務部 文書法制課	青梅市	29	A4
318	平成28年度 事業報告書	—	西多摩地域広域 行政圏協議会	29	A4
318	第6次青梅市総合長期計画実施計画 平成28年度取組状況報告書	青梅市企画部 企画政策課	青梅市	29	A4
318	～市民とともに歩む～八王子市議会記 念誌	市制100周年 議会記念誌 発行委員会	八王子市議会	29	A4
318	議会年報 平成28年度版	稲城市 議会事務局	稲城市 議会事務局	29	A4
349	市税概要 平成29年度版	青梅市総務部	—	29	A4
349	自治体議員が知っておくべき新地方公 会計の基礎知識～財政マネジメントで 人口減少時代を生き抜くために～	宮澤正泰	第一法規	29	A5
365	あなたの空き家問題	上田真一	日本経済新聞 出版社	27	四六
369	東京都障害者差別解消法ハンドブック～ みんなで支え合い、つながる社会をめ ざして～	東京都福祉保健 局障害者施策推 進部計画課	東京都福祉保健 局障害者施策推 進部計画課	29	A4

分類番号	書名	著者(编者)	発行所	発行年	判型
369	障害者総合支援法がよ〜くわかる本[第4版]	福祉行政法令研究会	株式会社 秀和システム	29	A5
379	青梅市の社会教育 平成28年度版	—	青梅市 教育委員会	29	A4
379	平成29年度 第五次青梅市生涯学習推進計画進捗状況報告書(平成28年度分事業)	青梅市生涯学習推進本部事務局	青梅市生涯学習推進本部	29	A4
498	病院年報 平成28年度版	青梅市立 総合病院	青梅市立 総合病院	29	A4
498	事業概要 平成29年版	東京都 西多摩保健所	東京都 西多摩保健所	29	A4
518	多摩地域ごみ実態調査 平成28年度統計	東京市町村 自治調査会	東京市町村 自治調査会	29	A4
518	多摩地域ごみ実態調査 平成28年度統計 概要	東京市町村 自治調査会	東京市町村 自治調査会	29	A4



要綱・要領等の制定、改廃の状況

<平成29年8月～10月末現在>

件名	区分	所管
青梅市公共施設等総合管理計画推進本部設置要綱	制定	公共施設再編担当
青梅市公共建築物保全整備計画推進委員会設置要綱	廃止	〃
青梅市防災行政無線受信機等貸与事業実施要綱	制定	防災課
青梅市空家等対策計画策定懇談会設置要綱	廃止	住宅課
青梅市社会福祉法人指導監査実施要領	制定	福祉総務課
青梅市社会福祉法人指導検査実施要綱	廃止	〃
青梅市地域ケア会議設置要綱	制定	高齢介護課
青梅市認知症総合支援事業実施要綱	制定	〃
青梅市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱	改正	〃
青梅市障害者等日常生活用具費給付等事業実施要綱	改正	障がい者福祉課
青梅市インフルエンザ予防接種実施要綱	改正	健康課
青梅市学童保育所実施要綱	改正	子育て推進課
青梅市私立幼稚園心身障害児教育事業費補助金交付要綱	改正	〃
青梅市放課後児童健全育成事業補助金交付要綱	改正	〃
ボートレース多摩川電話投票ポイントサービス実施要綱	改正	業務課
青梅市立総合病院倫理委員会設置要綱	改正	病院管理課

制定された要綱・要領

青梅市公共施設等総合管理計画推進本部設置要綱

1 設置

青梅市公共施設等総合管理計画（以下「総合管理計画」という。）の推進を図るため、青梅市公共施設等総合管理計画推進本部（以下「本部」という。）を設置する。

2 所掌事項

本部は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 総合管理計画の推進に関すること。
- (2) その他総合管理計画に関すること。

3 組織

- (1) 推進本部は、それぞれ次の職にある者をもって組織する。

ア 本部長 市長

イ 副本部長 副市長および教育長

ウ 本部員 青梅市経営会議規則（昭和44年規則第27号）第2条第1号に規定する部長および議会事務局長

- (2) 前号の規定にかかわらず、本部長は、本部員以外の者を構成員とすることができる。

4 本部長および副本部長

- (1) 本部長は、本部を統括する。
- (2) 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、あらかじめ本部長の定める順位によりその職務を代理する。

5 会議

本部の会議は、必要に応じて本部長が招集し、本部長が議長となる。

6 関係職員の出席

本部は、必要があると認めるときは、本部員以外の職員に対し、会議への出席または資料の提出を求めることができる。

7 部会

本部長が指示した個別事項を検討するため、本部に部会を置くことができる。

8 庶務

本部の庶務は、総合管理計画担当課において処理する。

9 その他

この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

10 実施期日

この要綱は、平成29年9月1日から実施する。

青梅市防災行政無線受信機等貸与事業実施要綱

1 目的

この要綱は、固定系防災行政無線の音声を聴き取ることが困難な地区（以下「難聴地区」という。）の居住者に対して、簡易的に防災行政無線を受信する受信機等を貸与することについて必要な事項を定め、もって災害等に関する緊急情報の迅速かつ正確な伝達に資することを目的とする。

2 貸与の対象

貸与の対象は、次のいずれかに該当し、受信機等の貸与を希望する世帯とする。ただし、本要綱により受信機等の貸与をすでに受けている場合は、貸与の対象外とする。

(1) 青梅市（以下「市」という。）の区域内の土砂災害警戒区域または土砂災害特別警戒区域内のうち、青梅市長（以下「市長」という。）が難聴地区と認める地区に存する世帯

(2) その他市長が特に必要と認める世帯

3 貸与の申請方法

受信機等の貸与を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、防災行政無線受信機等貸与申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。この場合において、申請者の世帯が借家の場合で、設置に伴い建物の一部を使用する際は、事前に申請者が家主へ承諾を得るものとする。

4 貸与の決定

市長は、前項に規定する申請を受理したときは、その内容を審査の上、貸与の可否を決定し、防災行政無線受信機等貸与（非貸与）決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

5 取付け

受信機等の取付けは市長が指定した業者が実施するものとし、その費用は市の負担とする。

6 管理台帳の作成

市長は、防災行政無線受信機等管理台帳(様式第3号)を作成し、管理するものとする。

7 貸与品の管理

受信機等の貸与を受けた者(以下「使用者」という。)は、受信機等に破損や紛失等がないよう、使用に際して次に掲げる確認を行い、正常な状態に保つように心掛けなければならない。

- (1) 音声の受信状態および文字表示部の確認
- (2) 電源部のランプ点灯の確認
- (3) 音量ボリューム調節による音量変化の確認
- (4) 電源コードの接続状態の確認
- (5) 電池の装着状態の確認
- (6) アンテナの状態の確認

8 維持管理の経費負担

受信機等の維持管理に要する経費のうち、次に掲げるものは、使用者が負担するものとする。

- (1) 受信機等にかかる電気代および電池代
- (2) 使用者の故意または過失により受信機等が故障した場合の修理費
- (3) 紛失等により、新たな受信機の購入や取付けに要する費用

9 返却の届出

使用者は、貸与を受ける資格を喪失し、または転居等により貸与を受ける必要がなくなったときは、ただちに防災行政無線受信機等返却届出書(様式第4号)を市長に提出し、受信機等を返却しなければならない。

10 決定の取消し

市長は、使用者が次のいずれかに該当すると認めた場合は、貸与の決定を取り消し、受信機等の返却を求めることができる。

- (1) 虚偽または不正な手段により貸与を受けたとき。
- (2) 受信機等を貸与の目的に反して使用し、他者に譲渡し、交換し、貸し付け、または担保に供したとき。
- (3) 前2号のほか、貸与の決定に付した条件または本要綱の規定に違反したとき。

11 実地調査

市長は、必要があると認めるときは、受信機等の設置状況について、実地調査をすることができる。

12 受信機等の取外し

転居等による受信機等の取外しにかかる費用は、使用者が負担するものとする。

13 免責

青梅市は、本要綱により貸与した受信機等によって発生した事故等について、賠償の責任を負わない。

14 委任

本要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

15 実施期日

本要綱は、平成29年10月3日から実施し、同年3月22日から適用する。
(様式省略)

青梅市社会福祉法人指導監査実施要領

1 趣旨

この要領は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）の規定にもとづき実施する社会福祉法人（以下「法人」という。）の指導監査について、「社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について」（平成29年4月7日付け厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長および老健局長連名通知）別添「社会福祉法人指導監査実施要綱」（以下「国要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

2 用語

- (1) この要領で使用する用語は、特段の定めがある場合を除くほか、国要綱において使用する用語の例による。
- (2) この要領において、実地検査とは、一般監査または特別監査において、法人の主たる事務所または当該法人が経営する施設・事業所（以下「事務所等」という。）に立ち入り、その業務もしくは財産の状況もしくは帳簿、書類その他の検査を行うことをいう。

3 実施方針

指導監査を重点的かつ効果的に行うため、社会福祉行政の動向を踏まえ、指導監査の重点項目を掲げる社会福祉法人指導監査実施方針（以下「実施方針」という。）を、毎年度一般監査を開始する時まで、別に定める。

4 実施計画

- (1) 一般監査の対象法人、実施時期および班編成等を含む実施計画は、毎年度一般監査を開始する時まで、別に策定する。

(2) 法人や法人が経営する社会福祉事業等の運営に問題が発生した場合または通報、現況報告書の確認の結果等により、そのおそれがあると認められる場合は、実施計画にかかわらず適宜指導監査を実施する。

5 調査書等の提出

法人には、第3項で定める実施方針を踏まえ指導監査に必要な監査項目を掲げた「社会福祉法人調査書」（法人の自己点検項目を含む。）または「社会福祉協議会調査書」（以下「調査書」という。）を作成・送付し、毎年度都が指定する期限までに、調査書および関係資料の提出を求める。

6 指導監査にかかる基準等

指導監査の確認事項や着眼点、指摘基準等は、国要綱別紙「指導監査ガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）によるものとする。

7 一般監査の実施

(1) 一般監査は、監査の対象となる法人の事務所等実地において、関係者からの事前提出書類や事務所等で保管している関係書類を基に説明を求め面談方式で行うことを基本とする。

(2) 一般監査における実地検査は、原則として1日で実施する。なお、実地検査の実施場所に当該法人が経営する施設等が所在する場合は、当該施設等の検査も同日に実施できるものとする。

(3) 一般監査の実施に当たっては、実地検査の日の前までに到達するよう、あらかじめ次に掲げる事項を文書により当該法人に通知する。ただし、法人または当該法人が経営する施設等において、重大な問題が発生した場合または苦情・通報、現況報告書等の確認の結果からその疑いがあるなどの理由により、あらかじめ通知すると当該法人または施設等の日常における運営状況を確認することができないと認められる場合は、一般監査の開始時に次に掲げる事項を文書により通知するものとする。

ア 一般監査の根拠規定

イ 一般監査の日時

ウ 検査員の氏名

エ 準備すべき書類等

(4) 一般監査においては、原則として係長以上の職にある者を班長とする職員2名以上の検査員により検査班を編成する。なお、検査員は相互に緊密な連携を保つものとし、係長以上の職にあるものが相互の関係を調整する。

(5) 実地検査においては、その効果を高めるために、必要に応じて、当該法人が経営する施設等の指定、認可等の所管課や、施設等が所在する区域の行政庁の職員、

法人関係者に対し、実地検査への立会いを求め、または必要事項の調査・照会を行う。

(6) 実地検査において法人と指導の内容に関する認識を共有するために、検査員相互で調整を行った上で、実地検査における指導事項を記載した書面（以下「実地検査指導事項票」という。）を作成し、法人に写しを交付する。なお、法人に対し検査結果を通知するまでの間に、指導事項の追加または変更が生じた場合は、実地検査指導事項票を差し替えることとする。

(7) 実地検査終了後、実地検査指導事項票を用いて、法人の役員等に対して、当日の検査結果を講評し、改善の必要な事項と改善方法を口頭で指示する。なお、班長は全般にわたる事項および担当検査事項について、他の検査員は自己の担当した個別事項について講評を行う。ただし、法令解釈等で疑義が生じた場合など状況によっては、実地での講評を行わず、関係者を招致して行うことができる。

8 一般監査の結果および改善状況の報告等

(1) 検査員は、実地検査終了後、ただちにその結果について綿密に検討し、問題点のある場合はそのことを明確にした上で健康福祉部長へ報告するものとする。

(2) 検査員は、前号の検討結果にもとづき、監査結果を当該法人理事長宛てに文書で通知する。この場合、「ガイドライン」に定める文書指摘事項が認められるときは、問題点および改善方法等を具体的に通知する。

(3) 一般監査をより効果的なものとするため、第1号の報告および第2号の結果通知は、実地検査終了後速やかに行う。

(4) 一般監査結果の文書指摘事項については、法人理事長に対し、改善状況報告書または改善計画書の提出を求め、その改善内容を確認する。なお、改善状況報告書等の提出期日については、第2号の結果通知発送日の翌日から起算して30日以内とする。

(5) 改善内容の確認に当たっては、改善状況報告書の提出時に、改善の事実を客観的に証明する書類の添付を求めるほか、必要と認める場合には、法人における改善状況の確認のため、法人の事務所等実地において調査を行うものとする。

(6) 前号により改善内容を精査した結果、改善の措置が認められたとき、または改善中ではあるが措置が講じられる見込みがあるものと判断したときは、当該監査を終結する。なお、終結時において改善中の事項については、継続的に改善状況を確認し、指導を継続する。

(7) 度重なる一般監査によっても、改善の措置が認められないときには、特別監査の実施対象とする。

9 特別監査の実施

- (1) 特別監査は、実地検査を行うほか、提出を命じた帳簿書類を持ち帰り確認する方法や当該法人の役員、職員等に対し出頭を求め質問するなど、効率的・効果的な方法を適宜用いて、実施するものとする。
- (2) 特別監査は、検査の目的・効果をその都度勘案し、問題の重要性や緊急性等の状況に応じ、苦情・通報等の情報や一般監査において確認した情報等から疑われる、運営上の不正又著しい不当行為の事実関係を的確に把握できるまで、継続的に実施する。
- (3) 特別監査の実施の通知は、一般監査に準じて行う。
- (4) 検査体制は、原則として課長職以上の職にある者を班長とする職員3名以上の検査員により検査班を編成する。なお、特別監査を実施するに当たっては、必要に応じて、他の検査班の職員等の増員により弾力的な対応を図る。
- (5) 実地検査終了後、実地検査指導事項票を用いて、法人の役員等に対して、当日の検査結果を講評し、改善の必要な事項と改善方法を口頭で指示する。ただし、状況によっては、実地での講評を行わず、関係者を招致して行うことができる。
- (6) 特別監査においては、その効果を高めるために、必要に応じて、当該法人の施設等の指定、認可等の所管課や、施設等が所在する区域の行政庁の職員、法人関係者に対し、実地検査への立会いを求め、または必要事項の調査・照会を行う。

10 特別監査後の措置

- (1) 検査員は、実地検査終了後、その概況を健康福祉部長に報告し、必要に応じ関係部課と協議する。
- (2) 特別監査の結果、改善を要すると認められた事項については、一般監査後の措置に準じ、後日文書によってその旨の通知を行い、その改善状況について、文書により報告を求める。
- (3) 改善報告もしくは改善計画が期限内に提出されないとき、または前号の改善内容を精査した結果、改善の意思がなく、もしくは改善を怠っていると認められるときは、法令の定めるところにより、改善勧告または行政処分を行うための手続を進める。

11 外部有識者への相談等

- (1) 指導監査を実施するに当たり、法律、会計等に関し重要な判断を要する場合は、各専門の有資格者に相談を依頼し、その回答をもって適正に執行する。
- (2) 一般監査の結果等から重大または悪質な違反行為が認められた法人に対し特別監査を実施するに当たっては、都と相談し、専門的な助言を得るなどして、迅速かつ効果的な指導監査を実施する。

12 指導監査情報の公表

- (1) 指導監査に関する情報は、個人情報など法令等により非開示とされる場合を除き、公開に努める。
 - (2) 指導監査結果のうち文書指摘事項およびそれに対する改善状況については、青梅市ホームページへ掲載し、市民へ広く情報提供する。
- 13 東京都および関係部課との連携
- 指導監査の実施に当たっては、東京都や関係部課と必要な情報または資料の提供、施設等の指導監査結果の提供その他必要な協力を求める等、十分に連携を図るものとする。
- 14 実施期日等
- この要領は、平成29年9月1日から実施する。

青梅市地域ケア会議設置要綱

1 設置

高齢者が地域において自立した日常生活を営むことができるよう、包括的かつ継続的な支援を効果的に行うことを目的として、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の48第1項の規定にもとづき、青梅市地域ケア会議（以下「地域ケア会議」という。）を設置する。

2 所掌事項

地域ケア会議の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 高齢者の自立支援にかかるケアマネジメントの支援に関すること。
- (2) 地域包括支援ネットワークの構築に関すること。
- (3) 個別ケースの課題分析等を行うことによる地域課題の把握に関すること。
- (4) その他高齢者の支援に関し必要な事項

3 組織

地域ケア会議は、次に掲げる構成員をもって組織し、青梅市長（以下「市長」という。）が委嘱または任命する。

- (1) リーダー 高齢介護課長
- (2) サブリーダー 高齢介護課包括支援係長
- (3) 構成員

- ア 福祉、健康、障害および高齢介護部門の職員
- イ 地域包括支援センターの職員
- ウ 社会福祉協議会の職員

エ 医療関係者

オ その他市長が必要と認める者

4 任期

構成員の任期は2年とし、補欠構成員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、構成員の再任は妨げない。

5 会議

(1) 会議は、リーダーが招集する。

(2) リーダーは地域ケア会議を代表し、会務を総理する。

(3) リーダーは、必要があると認めるときは、構成員以外の者を会議に出席させ、意見の聴取または資料の提出を求めることができる。

(4) サブリーダーは、リーダーを補佐し、リーダーに事故があるときは、その職務を代理する。

6 守秘義務

地域ケア会議の構成員は、地域ケア会議で知り得た特定の個人に関する情報を漏らしてはならない。構成員から退いた後も同様とする。

7 庶務

地域ケア会議の庶務は、高齢介護担当課が行う。

8 その他

この要綱に定めるもののほか、地域ケア会議の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

9 実施期日等

この要綱は、平成29年9月22日から実施し、同年4月1日から適用する。

青梅市認知症総合支援事業実施要綱

1 目的

この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の4第2項第6号の規定にもとづき、青梅市（以下「市」という。）が実施する認知症総合支援事業（以下「総合支援事業」という。）について必要な事項を定めることにより、認知症になっても住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、認知症の人およびその家族に対する支援体制を構築ことを目的とする。

2 実施主体

総合支援事業の実施主体は、市とする。ただし、事業を適切に運営することがで

きると認められる社会福祉法人等に事業の全部または一部を委託することができる。

3 事業

青梅市長（以下「市長」という。）は、総合支援事業として次に掲げる事業を行うものとする。

- (1) 認知症初期集中支援推進事業
- (2) 認知症地域支援・ケア向上事業

4 認知症初期集中支援推進事業

認知症初期集中支援推進事業は、認知症の人やその家族に早期に関わる「認知症初期集中支援チーム」（以下「支援チーム」という。）を設置し、早期診断・早期対応に向けた支援体制を構築するものとする。

(1) 支援対象者

認知症初期集中支援推進事業の対象者（以下「訪問支援対象者」という。）は、40歳以上で、在宅で生活しており、かつ、認知症が疑われる者または認知症の者で次の各号のいずれかに該当するものとする。

ア 医療サービスまたは介護サービスを受けていない者または中断している者で次のいずれかに該当するもの

- (ア) 認知症疾患の臨床診断を受けていない者
- (イ) 継続的な医療サービスを受けていない者
- (ウ) 適切な介護サービスに結びついていない者
- (エ) 介護サービスが中断している者

イ 医療サービスまたは介護サービスを受けているが認知症の行動・心理症状が顕著なため、家族等が対応に苦慮している者

(2) 認知症初期集中支援推進事業の事業内容

ア 支援チームに関する普及啓発に関すること。

イ 認知症初期集中支援の実施

- (ア) 訪問支援対象者の把握
- (イ) 情報収集および観察・評価
- (ウ) 初回訪問時の支援
- (エ) 専門医を含めた支援チームの構成員（以下「チーム員」という。）による会議の開催
- (オ) 初期集中支援の実施
- (カ) 医療サービスまたは介護サービスへ引継ぎ後のモニタリング
- (キ) 支援実施中の情報共有

ウ 支援チームが、関係機関や団体等と一体的に認知症初期集中支援推進事業を推進していくための検討の実施

(3) 支援チームの構成

チーム員は、次に掲げる専門職である者2人以上および専門医の合計3人以上で構成する。

ア 専門職は、次の(ア)および(イ)の要件を満たす者とする。

(ア) 医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、栄養士、精神保健福祉士、介護支援専門員の資格を有する者またはこれらに準ずる者であり、かつ、認知症の人に対する医療や介護における専門的知識および経験を有すると市長が認めた者

(イ) 認知症ケア、在宅ケアの実務・相談業務等に3年以上携わった経験がある者

イ 専門医は、日本老年精神医学会もしくは日本認知症学会の定める専門医または認知症疾患の鑑別診断等の専門医療を主たる業務とした5年以上の臨床経験を有する医師のいずれかに該当し、かつ認知症サポート医であること。

ウ 前号の規定にかかわらず、専門医の確保が困難な場合には、当分の間、次に掲げる医師を専門医とみなすことができる。

(ア) 日本老年精神学会もしくは日本認知症学会の定める専門医または認知症疾患の鑑別診断等の専門医療を主たる業務とした5年以上の臨床経験を有する医師であって、今後5年間で認知症サポート医研修を受講する予定のある者

(イ) 認知症サポート医であって、認知症疾患の診断、治療に5年以上従事した経験を有する者（認知症疾患医療センター等の専門医と連携を図っている場合に限る。）

エ チーム員は、国が定める認知症初期集中支援推進事業に関する研修を受講し、必要な知識および技能を習得するものとする。ただし、やむを得ない場合には、国が定める研修を受講したチーム員が受講内容を共有することを条件として、同研修を受講していないチーム員の事業参加も可能とする。

5 認知症地域支援・ケア向上事業

認知症地域支援・ケア向上事業は、認知症地域支援推進員（以下「推進員」という。）を配置し、第2号に掲げる事業を行うものとする。

(1) 推進員の配置

市長は、推進員として、認知症の人に対する医療や介護における専門的知識

および経験を有する医師、歯科医師、薬剤師、保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、栄養士、精神保健福祉士または介護支援専門員のいずれかの資格を有する者のうちから1人以上を配置するものとする。

(2) 推進員の業務内容

ア 認知症に関する関係機関等、認知症の人を支援する関係者の連携を図るための取組

イ 認知症の人とその家族への相談支援や支援体制を構築するための取組

ウ 次の各号に掲げる事業実施に関する企画および調整

(ア) 病院、介護保険施設等で認知症対応力向上を図るための支援事業

(イ) 地域密着型サービス事業所、介護保険施設等での在宅生活継続のための相談・支援事業

(ウ) 認知症の人の家族に対する支援事業

(エ) 認知症ケアに関わる多職種協働のための研修事業

6 個人情報保護

チーム員、推進員その他関係者は、総合支援事業に関し知り得た個人情報を、みだりに他人に知らせ、または不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

7 その他

この要綱に定めるもののほか、総合支援事業に関し必要な事項は、市長が別に定める。

8 実施期日

この要綱は、平成29年11月1日から実施する。